

## 地方公務員給与の削減に関する意見書

第183回国会において、地方公務員給与費の臨時特例として、本年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提とした地方交付税の減額を含む、「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」及び平成25年度当初予算が成立したところである。

東日本大震災に対処する必要性に鑑み国家公務員の人件費の削減を行い、また、限られた時間の中で予算編成に取り組むなど、極めて特殊な状況のもとで行われたとはいえ、地方固有の財源である地方交付税を給与引き下げの手段として用い、地方のこれまでの人件費抑制の努力を考慮することなく、ラスパイレス指数の単年の比較のみに基づき、地方公務員給与の引き下げ要請が、強制的に近い形で行われたことは、まことに遺憾である。

そもそも地方公務員の給与は、公平・中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国の今回の措置は、地方自治の根幹にかかわる重大な問題を有していると言わざるを得ない。

他方、地域経済は、依然として低迷しており、地域間格差が広がりつつあることから、地域経済を活性化するとともに、雇用を維持し、創出することが求められている。このような課題に対応するため、本県においては、産業振興計画を官民一体で推進しているところである。こうした中、地方公務員の給与削減は、地域の消費動向や地方において多くを占める中小企業等で働く労働者の賃金にも、影響を及ぼす可能性があり、地域経済のより一層の停滞と地域間格差の拡大につながることを懸念される。このことは、「地域経済の再生なくして、日本経済の再生なし」との国と地方の共通認識からも極めて問題であると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 政府においては、今回の措置が東日本大震災を受けた例外的・時限的な措置であることを表明しているが、今回のような地方交付税を手段とした地方公務員給与の減額要請を二度と行わないこと。
- 2 今後の地方公務員給与のあり方についての国と地方の協議には、人事院勧告を尊重し、単純なラスパイレス比較にこだわることなく、これまでの地方の行財政改革に対する努力を正当に評価するなど真摯な姿勢で臨むこと。
- 3 地方公務員給与のあり方の検討を行うに当たっては、地方公務員給与の削減が地域経済に及ぼす影響についても十分考慮すること。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 森 田 英 二

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
総 務 大 臣  
地方分権改革担当大臣

様